

## 阿波池田商工会議所ホームページ バナー広告掲載規定

### (目的・掲載募集対象)

広告を掲載する事業所は阿波池田商工会議所会員事業所とし、地域内外の事業者間取引の促進や販路拡大の推進を図ることで、会員サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (掲載場所・形態)

1. 広告は、当所ホームページ TOP画面に掲載する。
2. 広告はバナー広告とし、申込事業所のホームページにリンクするものとする。
3. 掲載順位は申込順とし、掲載場所は当所で設定した場所とする。

### (広告の規格)

1. データサイズ(1枠) 横190×縦80ピクセル
2. データ容量 200KB以内 画像形式(JPEG・GIF)
3. 広告は、申込事業所自らで作成し、データにて提出することとする。
4. 広告を作成出来ない事業所は、広告内容を記載した書類を提出し、商工会議所にて作成する。その場合、作成費として5,000円を負担し、デザインは、当所に一任する。

### (掲載期間・掲載料)

1. 掲載期間 1年(掲載開始は毎月初めとし、掲載月から12ヶ月間)
2. 掲載料(1枠) 20,000円(税込) / 年
3. 掲載期間内で、掲載を止めた場合でも年間掲載料は返金しないこととする。
4. 事業所名の変更等広告内容の変更や、リンク先URLの変更等があった場合は、掲載期間内でも変更申込は可能とするが、変更手数料として5,000円を負担する。

### (掲載申込)

1. 広告掲載を申し込む事業所は、申込用紙に必要事項を記入し、広告データを添えて掲載希望月の前月10日までに商工会議所へ提出する。  
(広告作成を商工会議所に依頼する場合は、広告内容書類も同時に提出する。)
2. 掲載料の支払は、掲載完了後速やかに請求書を発行し、申込事業所は請求書発行日から20日以内に商工会議所に納入する。

### (掲載不可の規定)

広告並びにリンク先ホームページが、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載不可とする。

- ① 公序良俗に反するもの。
- ② 商標又は著作権を侵害するもの。
- ③ 法令等に違反するもの。
- ④ 名誉棄損、プライバシー侵害他、人権侵害となるおそれのあるもの。
- ⑤ 虚偽又は誤認されるおそれのあるもの。
- ⑥ 政治性又は宗教性のあるもの。
- ⑦ 閲覧者に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの。
- ⑧ その他、当所が掲載する広告として適当でないと判断したもの。

### (広告に関する責任等)

広告並びにリンク先ホームページに関する一切の責任は、申込事業所が負うものとする。

◆本規定は、平成29年8月9日から適用する。